

京都・山科を基点に巡る周遊スタンプラリー業務委託 仕様書

1 委託業務名

京都・山科を基点に巡る周遊スタンプラリー業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年1月31日（日）まで

3 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託業務契約の締結時には、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

4 委託金額の上限

8,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

5 委託業務の目的

京都市では、各地域の魅力を高め、地域の活性化や観光客の分散化を図るため、多様なエリアの魅力発信や、近隣自治体と連携した周遊観光を促進している。

本業務は、令和7年度から展開している「川の京都」事業を深化させ、琵琶湖疏水を通じて結びつきの強い滋賀県・大津市エリアとの広域連携を図るものである。そこで、市内中心部と滋賀県・大津エリアの中間点かつ交通結節点である山科駅を基点として、観光客を山科南部・醍醐及び滋賀・大津方面へ誘導するとともに、滋賀・大津方面から山科への誘客を促進する。これにより、市内中心部の混雑緩和と新たな観光価値の創出を目指すため、滋賀県・大津市と連携した事業を展開する。

6 委託業務の内容

以下の業務を実施すること。

業務の遂行にあたっては、本市職員との十分な協議のうえを進めること。

なお、当該業務は個人情報を取扱うため、その事項については別紙1の共通仕様書を遵守すること。

(1) スタンプラリーの企画・運営

ア 全体

- 実施時期については、令和8年10月～12月頃とする。
- 山科駅を基点として、「京都・琵琶湖ラリー（東西軸）」及び「山科・醍醐ラリー（南北軸）」の2コースを同時に実施すること。1つの企画とするか、別々の企画とするかについては、受託者の提案によるものにする。
- スタンプラリーの手法については、紙で実施することとし、スタンプ台紙（チラシと一

体)、スタンプ台、スタンプ本体、景品等のデザイン・作成・準備一式を行うこと。

また、インバウンド対応として、チラシ等の主な製作物には英語を併記すること。

- スタンプについては、予備を1つずつ作成すること。
- 本企画については、観光庁の「令和8年度『オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業』(以下「OT補助」という。)に申請中であることから、「OT補助」の趣旨を踏まえた提案とすること。また、同補助金が採択された場合、国への報告に必要なデータ収集や指定フォーマットでの成果報告書作成に協力すること。

(参考) 観光庁HP

[令和8年度「オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業」の公募開始、公募説明会の開催 | 2026年 | 公募情報 | 観光庁](#)

イ 京都・琵琶湖ラリー (東西軸)

- テーマについては、琵琶湖疏水を含む京都の川や琵琶湖の生態系、人や生物の交流のストーリー(イチモンジタナゴ等)を題材とすること。
- ターゲットについては、京都・滋賀をはじめ、関西在住の小・中学生及びその保護者を中心とすること。
- 周遊スポットについては、6箇所程度(岡崎エリア・山科エリア・滋賀エリア)とし、テーマやターゲットに沿うところを本市職員と調整のうえ、決定すること。また、小・中学生が楽しみながら学べるよう、テーマに沿った参加者の興味を高める工夫を行うこと。
- 景品については、テーマに沿ったものとし、配布については受託者が提案することとする。景品交換は、岡崎エリア・山科エリア・滋賀エリアでそれぞれ1箇所ずつを行うこととすること(計3箇所)。景品は500個以上用意すること。景品の個数及び中身については本市職員と協議のうえ、決定することとし、景品表示法を順守すること。
- 移動の動線については、公共交通機関の利用を勧奨すること。

ウ 山科・醍醐ラリー (南北軸)

- テーマについては、「とっておきの京都」エリアの1つである山科の魅力を周知するとともに、山科駅付近に訪れた観光客を山科南部・醍醐エリアへ誘導し、観光客の分散化及び地域内周遊を促進すること。

(参考) とっておきの京都HP

[とっておきの京都プロジェクト](#)

- ターゲットについては、首都圏や、関西圏の紅葉を好む50~60代男女とすること。
- 周遊スポットについては、4箇所程度とし、テーマやターゲットに沿うところを本市職員と調整のうえ、決定すること。また、単なる訪問に留まらず、地域の飲食店での飲食や買い物、公共交通機関の利用などを勧奨し、地域内消費の拡大と滞在時間の延長を図る設計とすること。
- 景品については、山科の魅力を感じられるものとし、テーマに沿ったものとし、配布については受託者が提案することとする。景品交換は、山科駅周辺で1箇所とす

ること。景品は500個以上用意すること。景品の個数及び中身については本市職員と協議のうえ、決定することとし、景品表示法を順守すること

- 移動の動線については、公共交通機関の利用を勧奨すること。

エ 運営体制

- 実施期間中、一般参加者やスポット周辺施設等からの問い合わせに適切に対応できる体制を整えること。
- スポットの選定およびスタンプ台の設置にあたっては、事前に現地確認及び設置先との調整を行い、参加者や他の通行人等の移動ルートや設置場所に危険がないか、路上駐車等の混雑が発生しないか等について確認し、参加者の安全確保を徹底すること。
- 景品交換所での在庫管理等を含めた引換対応を行うこと。

(2) プロモーションの実施

- スタンプラリーの台紙と一体となったチラシを作成すること。チラシにはスタンプラリー関連情報のほか、周遊先の地図、付近の観光スポット、びわ湖疏水船等の船の情報、景品交換場所等の情報を記載するとともに、参加者の収集意欲と他エリアへの期待感を高める設計とすること。チラシの部数は1万枚以上とすること。
- ポスター、メールマガジン、HP、新聞、SNS、インフルエンサー等の中で、ターゲット層にリーチできるようなPRを実施すること。
- 広報物は、受託者からスタンプラリースポット等、約10箇所に配送すること。
- プロモーションの作成物に、「とっておきの京都」ロゴマークや、山科区誕生50周年記念ロゴマーク等の関連するロゴマークを使用すること。
- 本事業を通じて、著作権等の知的財産権や使用料が発生する可能性がある場合、その取扱いを企画書に明記すること。
- 受託者は本市職員に対し、成果物等が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証すること。
- 制作したデザインに含まれるイラスト等の著作権等の費用の調整は、受託者が行う。

(3) KPI 及び効果検証について

- KPIの設定について、京都市中心部から山科・滋賀エリア、山科北部から南部に人流を動かしたいという本企画の趣旨を捉えた数値とし、積極的かつ達成に向けてできる限りの努力を要する目標となるよう、本市職員と協議のうえ設定すること。
- 景品交換時、アンケートに答えていただくよう勧奨すること。なお、日本人とインバウンド客を同じような指標で比較し効果検証ができるよう、アンケートは日英の2か国語で作成し、内容については本市職員と協議のうえで決定すること。
- 回収したアンケートの集計結果や、各種プロモーションの実施結果（リーチ数、エンゲージメント数）、人流データ等を基に、今後の周遊観光の促進に繋がるような分析及び提言を行うこと。

7 その他追加提案

- 委託業務のほか、より効果的に本スタンプラリーの効果を向上させるものの追加提案を可とする。

8 報告

- スタンプラリーの状況については、「(様式6) 実施状況報告書」を、スタンプラリー実施期間中に1度、及び終了後速やかに当室までに電子メールで提出すること。
- 最終報告書については、令和9年1月末日までに提出すること。
- ただし、重大なクレームや事故等が発生した場合は、速やかに報告すること。

9 留意事項

- (1) 受託者は、本業務実施にあたり、関連法令等を遵守すること。
- (2) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、担当職員との連絡を密にして業務に当たるものとする。
- (3) 業務の進捗状況については、定期的に共有するものとする。
- (4) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (5) 受託者は、本委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報等を本事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。
- (6) 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市職員と協議するものとする。
- (7) 途中で事業内容を変更する場合は、本市職員と受託者が協議のうえ、変更することとする。
- (8) 本事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ本市の承諾を得ること。